平成20年度 • 21年度 沖縄県訟務年報

~ 訴訟等の処理状況に関する報告書 ~

平成23年1月17日報告

沖縄県総務部総務私学課

平成20 - 21年度沖縄県訟務年報

〔平成23年1月17日報告 総務部(総務私学課)〕

Ì	Ħ	次

1 訴訟事件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 各部等における訴訟事件の所管件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3 部等が所管している訴訟等の処理状況 (平成22年3月31日現在) ・・・・・・・・・・・・・・・・2
備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 訴訟事件ごとの概要
(1) 行政事件(平成21年度各部等所管)
ア 福祉保健部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
イ 農林水産部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
ウ 土木建築部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
エ 教育庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
オ 警察本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2) 民事事件(平成21年度各部等所管)
ア 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
イ 文化環境部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
ウ 福祉保健部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
エ 土木建築部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
オ 教育庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
カ 警察本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
※ 参考資料(平成20年度中に訴訟提起から引継までなされた民事事件)・・・・・・・・・21
参考 訴訟等事務処理要領(昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁)

1 訴訟事件の概要

(1) 行政事件訴訟

平成21年度(平成22年3月31日現在)において、沖縄県を当事者等とする行政事件訴訟は28件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

事件区分		行政事件				
主管部等	取消訴訟	国家賠償 請求訴訟	損失補償 金請求	違法公金支 出差止め	合計	
知事部局(①から⑨まで)の計	8	0	2	6	1 6	
①知事公室	0	0	0	0	0	
②総務部	0	0	0	0	0	
③企画部	0	0	0	0	0	
④文化環境部	0	0	0	0	0	
⑤福祉保健部	5	0	0	0	5	
⑥農林水産部	0	0	0	4	4	
⑦観光商工部	0	0	0	0	0	
⑧土木建築部	3	0	2	2	7	
⑨出納事務局	0	0	0	0	0	
教育庁の計	5	3	0	0	8	
警察本部の計	4	0	0	0	4	
合 計	1 7	3	2	6	2 8	

(2) 民事訴訟 (平成21年度)

平成21年度(平成22年3月31日現在)において、沖縄県を当事者等とする訴訟等は39件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

事件区分	民事	事件	合計
主管部課	損害賠償	その他	i al
知事部局(①から⑨まで)の計	1 6	1 1	2 7
①知事公室	0	0	0
②総務部	0	4	4
③企画部	0	0	0
④文化環境部	3	0	3
⑤福祉保健部	8	0	8
⑥農林水産部	0	0	0
⑦観光商工部	0	0	0
⑧土木建築部	5	7	1 2
⑨出納事務局	0	0	0
教育庁の計	1	3	4
警察本部の計	6	2	8
合 計	2 3	1 6	3 9

2 各部等における訴訟事件の所管件数

事件年度	各部等の所管 事件数	平成20年度 数	で中処理件	平成21年原件数	度中処理	総務私学課長への一件書類引継済件数および一件書類引継対	各部等の所管 事件数
主管部局	(平20年3月31日 現在)	新規	終結等	新規	終結等	象外事件数	(平成22年3月31日 現在)
知事部局の計	1 5 8	1 1	5	2 1	8	151	4 3
知事公室	0	0	0	0	0	0	0
総務部	5	4	1	1	0	6	4
企画部	2	0	0	0	0	2	0
文化環境部	5	0	1	0	0	2	3
福祉保健部	1 2 1	1	0	1 1	3	1 2 0	1 3
農林水産部	4	0	0	0	0	0	4
観光商工部	1	0	0	0	0	1	0
土木建築部	2 0	6	3	9	5	1 6	1 9
出納事務局	0	0	0	0	0	0	0
教育庁の計	7	6	3	5	2	6	1 2
警察本部の計	4	8	4	5	4	5	1 2
合 計	1 6 9	2 5	1 2	2 7	1 4	1 6 4	6 7

注 「平成20年度中処理件数」及び「平成21年度中処理件数」の「終結等」の欄の件数には、裁判が終結した訴訟等の件数のほか、和解による訴えの取下げ及び不調により事件が終結となった訴訟等の件数を含む。

3 部等が所管している訴訟等の処理状況 (平成22年3月31日現在)

(1) 行政事件

処理状況 主管部課	方針調整中	訴訟準備中	係 争 中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	総計
知事部局の計	0	0	8	0	0	8	0	1 6
福祉保健部	0	0	5	0	0	0	0	5
農林水産部	0	0	1	0	0	3	0	4
土木建築部	0	0	2	0	0	5	0	7
教育庁の計	0	0	1	0	1	6	0	8
警察本部の計	0	0	1	0	0	3	0	4
合 計	0	0	1 0	0	1	1 5	0	2 8

(2) 民事事件

処理状況 主管部課	方針調整中	訴訟準備中	係 争 中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 そ の 他	総計
知事部局の計	0	0	1 4	2	1	7	3	2 7
総務部	0	0	4	0	0	0	0	4
文化環境部	0	0	0	0	0	3	0	3
福祉保健部	0	0	4	0	0	3	1	8
土木建築部	0	0	6	2	1	1	2	12
教育庁の計	0	0	2	0	0	0	2	4
警察本部の計	0	0	2	0	0	5	1	8
合 計	0	0	1 8	2	1	1 2	6	3 9

(3) 行政事件と民事事件の全体

処理状況 主管部課	方針調整中	訴訟準備中	係 争 中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 そ の 他	総計
知事部局の計	0	0	2 2	2	1	1 5	3	4 3
総務部	0	0	4	0	0	0	0	4
文化環境部	0	0	0	0	0	1	0	1
福祉保健部	0	0	9	0	0	3	1	1 3
農林水産部	0	0	1	0	0	3	0	4
土木建築部	0	0	8	2	1	4	2	1 9
教育庁の計	0	0	3	0	1	6	0	1 2
警察本部の計	0	0	3	0	0	8	1	1 2
合 計	0	0	2 8	2	2	2 9	4	6 7

備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について

1 平成19年度訟務年報作成の際の変更点

平成19年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更 した。

- (1) 平成18年度訟務年報に関する報告においては、訴訟等に係る紛争ごとに事件数を把握することとし、訴訟等に係る一連手続(原審から上告審まで)に着目し、司法手続上判決が確定し又は事件が終結するまでの手続が終了した事件を1件として附番し整理していた。
- (2) しかしながら、1の事件であっても原審、控訴審又は上告審において、訴訟等が提起される裁判所が異なるほか、裁判過程における戦術との関係から、裁判における当事者の法的主張等の内容が異なる場合があることから、1の法的紛争であっても、原審、控訴審又は上告審をそれぞれ別の事件として扱い、統計を作成することが適当であると判断した。
- (3) (2)に説明する判断に基づき、平成19年度訟務年報に関する報告においては、原審、控訴審及び上告審にそれぞれ附番し、それぞれを別の事件として把握し、統計する方法を採用することとし、この統計方法の変更に伴う追加について平成19年度訟務年報(平成19年10月22日報告分)に加えるための整理を行う。
- (4) なお、(3)のとおり、平成18年度末(平成19年3月31日現在)に沖縄県が当事者となり、各部等が所管していた事件については計161件として取り扱い、事後の訴訟件数を整理するものとする。
- 2 平成20年度・21年度訟務年報作成の際の変更点

平成20年度・21年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更した.

- (1) 行政事件訴訟と民事訴訟の区分については裁判所の事件区分によるものとした。
- (2) 県が補助参加をなす訴訟についても、訴訟結果が県に影響を及ぼすことから、数に含めている。

4 訴訟事件ごとの概要

(1) 行政事件(平成21年度各部等所管)





	门政事件(十次21千度日邮号)		一次20千及促起 一次20千及促起	
1	提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年(行ウ)第5号 介護サービス事業者の指定取 消処分取消請求事件 係争中	0000000	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に平成22年3月3日付けで介護保険法第84条第1項第3号、第6号及び第8号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。	福祉介
2	消処分取消請求事件	00000000	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に、平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第115条の9第1項第2号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。	福祉介 護課
3	提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年(行ウ)第7号 介護サービス事業者の指定取 消処分取消請求事件 係争中	原告 ○○○○○○ ○○○○○○ 被告 沖縄県	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に、平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第2号、第5号及び第115条の9第1項第2号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。	福祉介 護課
4	提起日 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年(行ウ)第8号 介護サービス事業者の指定取 消処分取消請求事件 <mark>係争中</mark>	0000000	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第5号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消を求めて提訴した事件である。	福祉介
5	提起日 平成21年10月23日 那覇地方裁判所 平成21年(行ウ)第25号 不許可処分取消等請求事件 <mark>係争中</mark>	原告 〇〇〇 被告 沖縄県	原告が平成20年7月28日付で行った墓地、埋葬等に 関する法律第10条第2項の規定に基づく墓地の変更許 可申請に対して、沖縄県が平成20年12月8日付で不許 可処分を行ったところ、その取消及び許可処分を求め て提訴した事件である。	生課
6	原審 提起日 平成8年11月25日 那覇地方裁判所 平成8年(行ウ)第10号 違法公金支出差止等請求事件 判決確定済		原告は、「土地改良法に反した団体営農地開発事業 辺野喜地区に対しての違法な公金支出、やんばるの自 然破壊及び文化財保護法や種の保存法に反している」 として、平成8年9月26日に沖縄県監査事務局に沖縄 県職員措置請求を行ったが、沖縄県監査委員は、住民 監査請求制度に適合しないとして請求を却下した。 原告は、県監査委員の却下に納得せず、平成8年11 月25日、那覇地方裁判所に提訴した。 判決言渡日 平成15年6月6日 判決要旨 本件の事業計画変更手続きは事後的になされており 認められないものであり、手続の瑕疵を治癒するに足	備課

			りる十分な調査、審査がなされておらず、公金支出の 違法性に影響するものとして、以下の判決となった。 1 被告大田昌秀は、沖縄県に対し、金2767万8000円 並びに各支払済みまで、年5分の割合による金員を 支払うこと。 2 被告沖縄県知事稲嶺惠一が、被告大田昌秀に対し て、損害賠償請求権を有しているにも係わらず、そ の行使を怠っていることは違法である。 3 訴訟費用は5分の4を被告負担とし、その余を原 告負担とする。	
	<u>控訴審</u> 提起日 平成15年6月16日 福岡高等裁判所(那覇支部) 平成15年(行コ)第3号 違法公金支出差止等請求控訴 事件 判決確定済	恵 一 (当 時) 、 (私人) 大田昌秀	平成8年(行ウ)第10号の判決の、「事業計画変更 手続きの違法性」と「補助金交付の違法性」に対して 沖縄県が控訴した事件である。 判決言渡日 平成16年10月14日 判決要旨 本県の事業計画変更の瑕疵は、一般行政上の手続違 法にとどまり、事業全体が違法となるものではなく、 県の予算の適正執行という見地からは、本県補助金支 出は財務会計法規上の義務に違反する違法な行為であ るといえないとして、以下の判決になった。 1 原判決中、控訴人らの敗訴部分を取り消す。 2 上記取消部分につき、被控訴人らの請求をいずれ も棄却する。 3 訴訟費用は、第1審、第2審とも、被控訴人らの 負担とする。	
	上告審 提起日 平成16年10月22日 最高裁判所 平成17年(行ツ)第10号、平成 17年(行ヒ)第12号 違法公金支出差止等上告提起・上告受理申立事件 判決確定済	恵一(当時)、	平成15年(行コ)第3号の判決に対して上告人が不服を申し立てて上告し、また、民事訴訟法第318条第1項の事由があるとして、上告受理を申し立てた。 判決言渡日 平成18年6月9日 判決要旨 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。また、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない、として以下の決定がなされた。 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。	
9	提起日 平成19年8月15日 那覇地方裁判所 平成19年(行ウ)第13号 違法公金支出差止等請求事件	原告 ○○○○外8名 被告 沖縄県知事	県北部の国頭村内で実施している沖縄北部地域森林 計画書に記載されている林道の開設事業について、森 林法等に違反し、県北部の自然環境を破壊する違法な 事業であるとして、地方自治法第242条の2の第1項	地課

係争中 第1号及び第4号に基づき原告らが県知事に対し、公 金支出の差止請求及び当該職員への損害賠償の請求等 を行った事件である。 10 原告 原告らが、被告県知事に対し、中城湾港(泡瀬地 港湾課 原審 提起日 平成17年5月20日 ○○○○外581 区)公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業に関する 那覇地方裁判所 被告県知事の財務会計上の行為が地方自治法2条14項 被告 平成17年(行ウ)第7号 及び地方財政法4条1項に違反する、また、埋立免許 及び承認が公有水面埋立法4条1項1号ないし3号に 泡瀬干潟埋立公金支出差止等 沖縄県知事 請求事件 違反するとして、地方自治法242条の2第1項1号に 判決言渡済 基づき、本件埋立事業に関する一切の公金の支出等の 差止めを求めるとともに、当時の県知事(稲嶺惠一) 及び国に対して損害賠償請求をした事案である。 判決言渡日 平成20年11月19日 判決要旨 1(1) 平成20年4月23日までに終了した中城湾港(泡 瀬地区) 公有水面埋立事業·臨海部土地造成事 業に関する一切の公金の支出、契約の締結又は 債務その他の義務の負担行為の差止を求める部 分は却下する。 (2) 被告県知事は、中城湾港(泡瀬地区)公有水面 埋立事業・臨海部土地造成事業に関して、本判 決確定時までに支払い義務が生じたものを除く 一切の公金を支出し、又は契約を締結し若しく は債務その他の義務を負担してはならない。 (3) 被告県知事に対する差止請求中、本判決確定時 までに支払義務が生じたものに係る平成20年4 月24日以降の公金の支出の差止を求める部分は 棄却する。 2(1) 被告県知事に対し債務者稲嶺惠一に対する損害 賠償請求を求める部分中、別紙「中城湾港(泡 瀬地区) 臨海部土地造成事業特別会計支出内容 一覧」記載中の平成12年度ないし平成14年度の 支出負担行為及び支出命令に係る部分、並びに 平成15年度の中城湾港(泡瀬地区)企業用地周 辺環境資料作成業務委託費中の支出負担行為に 係る部分は却下する。 (2) 被告県知事に対し債務者稲嶺惠一に対するそ の余の損害賠償請求を求める部分及び債務者国 に対する損害賠償請求を求める部分は棄却す る。

11 控訴審

> 提起日 平成20年12月2日 福岡高等裁判所那覇支部 平成20年(行コ)第5号 泡瀬干潟埋立公金支出差止等 請求控訴事件

> > 判決確定済

控訴人

沖縄県知事 被控訴人

00000外

控訴人県知事は、原判決主文第3項(財務会計行為 港湾課 のうち、原審口頭弁論終結時までに終了したもの及び 本判決確定時までに支払い義務が生じたものを除く部 分につき差し止めを命ぜられた部分) について、「中 城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業·臨海部土地造 成事業及びこれを前提とする財務会計行為は社会的、 政策的又は経済的見地から総合的に判断して、行政機 関の裁量権を逸脱し、あるいは、これを濫用したもの

			とはいえないから、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反するものではない」として、控訴を提起した。 判決言渡日 平成21年10月15日 判決要旨 控訴人らの控訴及び職権に基づき、原判決主文第3項を次のとおり変更する。 1 平成20年4月24日から平成21年7月23日までに終了した中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業に関する一切の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担行為の差し止めを求める部分を却下する。 2 控訴人県知事は、中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業に関して、本判決確定時までに支払い義務が生じたもの並びに調査費及びこれに伴う人件費を除く一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならない。 3 被控訴人らのその余の差止請求を棄却する。	
	原審 提起日 平成17年3月4日 那覇地方裁判所 平成17年(行ウ)第4号 損失補償金請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○外3名 被告 沖縄県	那覇市広域都市計画 9・5・2 平和祈念公園裁決申請等事件に係る損失補償金請求事件である。補償額に不満のあった〇〇〇ほか 3 名の地権者らが原告となり、収用裁決の補償額が著しく低廉で違法であるとして土地収用法第133条の差額金請求権に基づき収用裁決の補償額と原告らの主張する補償額の差額等を沖縄県に請求した事件である。 判決言渡日 平成21年2月3日 判決要旨 原告の主張する土地の評価が一部認められ、「被告は、原告〇〇〇外3人に対し合計1億9575万6362円及びこれらに対する平成17年3月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」との判決が言い渡された。	画・モ ノレー
	<u>控訴審</u> 提起日 平成21年 2 月17日 福岡高等裁判所那覇支部 平成21年(行コ)第 4 号 損失補償金請求控訴事件 係争中	控訴人 沖縄県 被控訴人 ○○○○外3名	那覇地方裁判所平成17年(行ウ)第4号損失補償金請求事件について、同裁判所が平成21年2月3日に言い渡された判決の控訴人敗訴部分について不服であるとして、控訴人が控訴を提起した事件である。	
14	原審 提起日 平成19年9月13日 那覇地方裁判所 平成19年(行ウ)第16号 建築確認処分差止請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○、△△ △△ 被告 沖縄県	石垣市内の7階建て賃貸マンションの建築計画について、近隣住民である原告らが、景観利益、日照権侵害、建築基準法、農振法、石垣市自然環境保全条例等の違反を理由に、処分行政庁に対し、建築確認処分の差し止めを求めた事件である。 判決言渡日 平成21年1月20日	

	※ 15(乙事件)と併合され た。		判決要旨1 甲事件原告○○○○及び乙事件原告らの本件各訴えをいずれも却下する。2 甲事件原告△△△△の請求を棄却する。3 訴訟費用は甲事件原告ら及び乙事件原告らの負担とする。	
1 1 '	原審 提起日 平成20年1月25日 那覇地方裁判所 平成20年(行ウ)第2号 建築確認処分差止請求事件 判決言渡済	原告 □□□□□外3名 被告 沖縄県	石垣市内の7階建て賃貸マンションの建築計画について、近隣住民である原告らが、景観利益、日照権侵害、建築基準法、農振法、石垣市自然環境保全条例等の違反を理由に、処分行政庁に対し、建築確認処分の差し止めを求めた事件である。	. ,
	※ 14 (甲事件) と併合された。		判決言渡日 平成21年1月20日 判決要旨 1 甲事件原告○○○及び乙事件原告らの本件各訴 えをいずれも却下する。 2 甲事件原告○○○の請求を棄却する。 3 訴訟費用は甲事件原告ら及び乙事件原告らの負担 とする。	
1. 1	<u>控訴審</u> 提起日 平成21年 1 月31日 福岡高等裁判所那覇支部 平成21年(行コ)第 3 号 建築確認処分差止控訴事件 係争中 ※ 14、15の控訴審	控訴人 ○○○○外 5 名 被控訴人 沖縄県	那覇地方裁判所平成19年(行ウ)第16号(甲事件)、平成20年(行ウ)第2号(乙事件)建築確認処分差止各請求事件につき、平成20年1月20日に言い渡された判決に不服があるとして控訴された事件である。	. ,
17	提起日 平成18年9月1日 那覇地方裁判所 平成18年(行ウ)第8号 処分取消等請求事件 <mark>取下げ</mark>	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告が、平成16年4月1日からの「指導力不足等教員研修」を拒否し、正当な理由なく欠席したことに対し、沖縄県教育委員会は、原告が職務命令に違反し欠勤を21日以上したことの理由により懲戒免職処分を行った。原告の不服申立が却下された後、原告は「処分時、職務に起因する過労、ストレスから抑鬱、心身症などの精神疾患であり、正常な判断、対応能力に欠ける状態であった。そのような中での研修命令、研修欠席を理由とする処分は違法である。また、病欠の届出をしていた時の処分で事実に反し、違法である。」旨主張し、懲戒免職処分の取消し等を求めた事件である。	県立学 校教育
			取下げ日 平成20年3月31日 ※県は、懲戒免職処分を取消し、退職金を支払った。	
	原審 提起日 平成19年3月8日 那覇地方裁判所 平成19年(行ウ)第3号 懲戒処分取消・分限処分取消 請求事件	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員	原告は、平成18年8月25日伊平屋村で起こった飲酒運転による交通死亡事故において当該自動車に同乗していたところ、同乗が幇助にあたるとしてなされた懲戒処分(6ヵ月の停職)及び条件附き採用職員の分限処分(免職)を違法と主張した事件である。	県立学 校教育

	判決言渡済 世訴審 提起日 平成21年3月24日 福岡高等裁判所那覇支部	会 <u>控訴人</u> 〇〇〇 被控訴人	判決言渡日 平成21年3月11日 判決要旨 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。 平成19年(行ウ)第3号に対し、控訴人が控訴した事件である。	教育庁 県立学 校教育
	平成21年(行コ)第6号 懲戒処分取消・分限処分取消 請求控訴事件 判決言渡済	沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員	判決言渡日平成21年12月24日判決要旨1本件控訴を棄却する。2訴訟費用は控訴人の負担とする。	課
0	<u>提起日</u> 平成21年5月18日 那覇地方裁判所 平成21年(行ウ)第7号 公文書不開示決定取消請求事 件	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告が平成20年11月27日付けでなした「平成20年度沖縄県立高等学校入学者選抜検査の結果」についての公文書の開示請求に対して、「公文書不存在による不開示決定通知書」及び「公文書不開示決定通知書」の理由は容認できず、その決定を取り消し、当該請求に応じるよう求めた事件である。	県立学 校教育
			判決言渡日 平成22年3月23日 判決要旨 1 原告が開示請求した「平成20年度沖縄県立高等学校入学者選抜検査の結果 について所管課で集計、作成した書類で県立高等学校全校の(3)一般入学合格者の学力検査得点の平均点、最高点、最低点」の公文書の開示請求につき、県教育委員会がした不開示決定処分はこれを取り消す。 2 その他(調査書内申点の平均点等)の開示請求については、棄却する。	
	原審 提起日 平成18年10月12日 那覇地方裁判所 平成18年(行ウ)第11号 損害賠償請求事件 <mark>判決言渡済</mark>	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員 会	教諭として沖縄県宮古郡△△△町立△△△小学校に 勤務していた原告が、原告を同校から排除しようと企 てた同校校長らによる一連の行為によって、県教育長 から指導力不足教員に認定されることになった上、真 実とは異なる研修場所で研修させられたなどとして、 被告に対し、研修の種類及び場所を明らかにすること を求めるとともに、同認定の解除を求め、さらに、同 校校長らが、原告の研修に際して組織ぐるみで違法な 行為を行ったなどとして、被告に対し、不法行為に基 づき、損害の賠償(国家賠償)を求めた事案である。	義務教育課
			判決言渡日 平成19年9月12日 判決要旨 1 本件訴えのうち、原告の研修の種類を確認して、 勤務場所を明確にすることを求める部分を却下す る。 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は原告の負担とする。	

22	<u>控訴審</u> 提起日 平成19年9月21日 福岡高等裁判所(那覇支部) 平成19年(行コ)第6号 損害賠償請求控訴事件 <mark>判決言渡済</mark>	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員 会	那覇地方裁判所平成18年(行ウ)第11号の控訴審である。 判決言渡日 平成20年1月17日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。	教育庁義務教育課
23	上告審 提起日 平成20年1月28日 最高裁判所第三小法廷 平成20年(行ツ)第121号 平成20年(行ヒ)第128号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県	福岡高等裁判所那覇支部平成19年(行コ)第6号の 上告審である。 判決言渡日 平成20年5月27日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。	教育庁 義務教 育課
24	提起日 平成21年9月30日 那覇地方裁判所 平成21年(行ウ)第19号 免職処分取消請求事件 係争中	原告 〇〇〇 被告 沖縄県 訴訟参加者 沖縄県教育委員 会	原告は、沖縄県教育委員会より平成20年4月1日付けで△△△町立小学校に採用され、□□小学校に勤務を命じられた。 沖縄県教育委員会は、原告に対し平成21年3月31日付けをもって、『児童の話をじっくり聞き、適切なアドバイスや対応で納得させたり理解させたりすることが非常に困難な事や、生徒指導面で児童に対して発した言葉を覚えてなかったりする事が多い等、その職に必要とされる水準を満たしているとはいえず、その職務を良好な成績で遂行したとはいえない。』ことを理由に免職処分を行った。 原告は、沖縄県教育委員会に対して裁量権の濫用などとして、免職処分の取り消しを求めた事案である。	
25	<u>原審</u> 提起日 <u>平成20年9月26日</u> 平成20年(行ウ)第19号 那覇地方裁判所 交通行政処分取消事件 <mark>判決言渡済</mark>	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告は、平成20年3月27日に沖縄県公安委員会から 運転免許の取消処分を受け、運転免許の取得禁止期間 を3年間とする指定を不服として提訴し、同公安委員 会に禁止指定を3年間から1年間に変更することを求 め、提訴した。 判決言渡日 平成21年6月24日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告負担とする。	部警務 部監察
26)	<u>控訴審</u> 提起日 平成21年7月10日 平成21年(行コ)第10号 福岡高等裁判所那覇支部 交通行政処分取消控訴事件 <mark>判決確定済</mark>	控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県	控訴人が那覇地方裁判所平成20年(行ウ)第19号に 対して控訴した事件である。 判決言渡日 平成21年11月26日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	警察本 部警察 部監察 課

27 提起日 平成21年8月24日 平成21年(行ウ)第13号 那覇地方裁判所 公文書非公開決定処分取消訴 訟	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告は平成21年4月7日付で沖縄県警察本部長に対し、「沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課の捜査報償費」の開示請求を行い、実施機関(警察本部長)では公文書の部分開示を決定したが、原告は「本件処分は非公開事由に該当しないにも関わらず該当するとしてなされた違法なもの」であるとして提訴した事件である。	部警務 部監察
提起日 平成21年9月17日 平成21年(行ウ)第15号 那覇地方裁判所 公文書不訂正決定処分取消訴 訟 判決確定済	原告 ○ 被告 沖縄県	原告が、警察官(自ら隊員)から職務質問を受けた際の「職務質問、警察手帳の提示が確認できる報告書」の開示請求し、部分開示された個人情報に対し、訂正を求め、不服申立をなしたが、平成21年4月9日付の裁決書で同請求を棄却されたことから、本件行政訴訟を提起したものである。 判決言渡日 平成22年3月10日判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 沖縄県公安委員会は、本県条例に沿った手続を履践して本裁決を行っており、その過程に本件裁決を取り消すべきような違法は見受けられないので原告の主張に理由はない。	部警務部監察課

(2) 民事事件(平成21年度各部等所管) :平成20年度提起 ……平成21年度提起 (1) 提起日 平成21年1月23日 沖縄県は、滞納となっている事実に基づき、船舶担 税務課 ○○○○○○ 保競売申立事件平成20年(ケ)第222号について、広 広島地方裁判所福山支部 平成21年(ワ)第22号 ○○○○○○○□島地方裁判所福山支部へ交付要求をしたところ、原告 配当異議請求事件 00000 は、当該交付要求において、沖縄県外37名を相手に配 被告 当を受ける資格を有しない債権者であるとして提訴し 係争中 た事件である。 沖縄県外37名 提起日 平成21年1月23日 広島地方裁判所福山支部 原告 沖縄県は、滞納となっている事実に基づき、船舶担税務課 広島地方裁判所福山支部 ○○○○○○○ 保競売申立事件平成20年(ケ)第223号について、広 平成21年(ワ)第23号 0000000 島地方裁判所福山支部へ交付要求をしたところ、原告 配当異議請求事件 00000 は、当該交付要求において、沖縄県外29名を相手に配 被告 当を受ける資格を有しない債権者であるとして提訴し 係争中 沖縄県外29名 た事件である。 **提起日** 平成21年 1 月23日 沖縄県は、滞納となっている事実に基づき、船舶担 税務課 原告 ○○○○○○ 保競売申立事件平成20年(ケ)第224号について、広 広島地方裁判所福山支部 平成21年(ワ)第24号 ○○○○○○○□島地方裁判所福山支部へ交付要求をしたところ、原告 は、当該交付要求において、沖縄県外39名を相手に配 配当異議請求事件 000000 当を受ける資格を有しない債権者であるとして提訴し 被告

		沖縄県外39名	た事件である。	
4	提起日 平成21年10月16日 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第1457号 囲繞地通行権、借地権確認請 求事件	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	貸付県有地を含む一団の土地・建物が分割して競売 にかけられ2人の所有者が生じた結果、奥の袋地を取 得した原告が、囲繞地となった貸付県有地について、 民法第210条第1項に規定する囲繞地通行権の確認を 求め訴訟を提起した事件である。	
5	原審 提起日 平成15年4月18日 那覇地方裁判所平良支部 平成15年(ワ)第18号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 ○○○外93名 被告 沖縄県、△△△ △	被告△△△△が設置した産業廃棄物最終処分場における焼却や埋立て等により、日常的に悪臭、排ガス、ばいじん等による被害を受けたほか、平成13年11月28日に発生した火災に伴い、一次避難を余儀なくされ重篤な健康被害等を受けたとして、地元住民が事業者及び県に対し損害賠償を請求した事件である。沖縄県は、廃棄物処理法による事業者の業務を監督する権限を怠って、事業者の日常的なって、違法行為を問し、を助長したという関係にあるから、国家賠償法第1項により、その責任を問うものである。 判決言渡日 平成19年3月14日判決要旨 1 被告沖縄県に対する請求は全て棄却する。 2 被告△△に対しては損害賠償金2850万円の支払いを命ずる。沖縄県が産業廃棄物処分業等の許可の取消等を命ずる。沖縄県が産業廃棄物処分業等の許可の取消等を命される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものと認めることはできない。よって、民法上の共同不法行為責任を認めることにの請求は理由がない。	備課
6	<u>控訴審</u> 提起日 平成19年3月24日 福岡高等裁判所那覇支部 平成19年(ネ)第54号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済	控訴人 ○○○○外71名 被控訴人 沖縄県、△△△ △	平成13年11月28日に平良市(現宮古島市)の産業廃棄物最終処分場で発生した火災事故に関する損害賠償請求訴訟について、那覇地方裁判所が第一審判決で沖縄県に対する請求を全て棄却したこと等を取り消すことを控訴人が求めた事件である。 判決言渡日 平成20年1月24日 判決要旨 1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。 控訴人らの被控訴人△△に対する請求は原判決容認額の範囲を超える分及び被控訴人沖縄県に対する請求には理由がない。原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないので棄却する。	備課

7	上告審 提起日 平成20年2月8日 最高裁判所 平成20年(才)第571号 平成20年(受)第683号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	被上告人	平成13年11月28日に平良市(現宮古島市)の産業廃棄物最終処分場で発生した火災事故に関する損害賠償請求訴訟について、被控訴人である沖縄県に対する損害賠償を認めなかった福岡高等裁判所の二審判決が全部不服であるとして、最高裁判所に上告した事件である。 判決言渡日 平成20年8月20日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。	
0	提起日 平成21年8月14日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第3170号 慰謝料等請求事件 係争中	原告 ○○○○ 被告 国、沖縄県、那 覇市福祉事務所	那覇市福祉事務所は原告に対し平成18年1月19日から生活保護を開始し、平成20年9月1日に保護廃止をしたが、廃止に至るまで原告になした行為は憲法第25条、刑法第193条、地方自治法第245条の4、同法同条の5、同法同条の6、同法同条の7違反であるとして慰謝料の支払い等の請求がなされた事件である。	
(9)	提起日 平成21年3月21日 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第407号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○、△△ △ 被告 沖縄県外2名	平成21年3月8日に認可外保育施設においてうつ伏せ状態でぐったりしている乳児を担当保育士が発見し病院へ搬送、入院となった。検査の結果、同月14日に脳死状態と診断され、同月21日に死亡した。当該乳児の両親が、施設長の債務不履行等、担当保育士の過失及び沖縄県の認可外法規施設に対する規制権限の不行使について責任があるとして、損害賠償を請求した事件である。	・児童
	提起日 平成21年5月7日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1128号 損害賠償等請求事件	原告 ○○○○、△△ △△ 被告 沖縄県外8名	沖縄県(中央児童相談所)は、原告らの許可なく、 那覇市教育委員会や那覇市福祉事務所長らに個人情報 の請求をし、情報開示された沖縄県は、国に対し、家 事審判事件を申し立てた。このことで原告らは精神的 苦痛を受けたとして、損害賠償を請求した事件であ る。	家庭課 (教育
	提起日 <u>平成21年5月7日</u> 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1184号 損害賠償等請求事件 <mark>係争中</mark>	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県外 5 名	原告は、被告らが、児童虐待の事実がなかったにも 関わらず、「原告は、原告の子に児童虐待を日常的に していた。」等と述べたことにより、精神的苦痛を受 けたとして、損害賠償を請求した事件である。	・児童
	提起日 平成21年5月21日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1126号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 ○○○○、△△ △△ 被告 沖縄県外5名	原告らの許可なく、同意なく、原告らの個人情報を請	家庭課

			に対する名誉毀損罪、侮辱罪、公務員職権濫用罪であり、虚偽文書作成である、③沖縄県(中央児童相談所)は、原告子に182日間義務教育を受けさせず、原告母は、原告子を学校に行かせようと必死だったにも関わらず、沖縄県は原告母が学校に通わせなかったとしたとして、これらにより精神的苦痛を受けたとして損害賠償を請求した事件である。 判決言渡日 平成22年1月12日 判決要旨 1 原告らの請求をいずれも棄却する 2 訴訟費用は原告らの負担とする。	
	<u>提起日</u> 平成21年5月25日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1572号 損害賠償等請求事件 <mark>判決確定済</mark>	△△ 被告	原告らは、原告子が通う中学校で、被告が原告子を 往復2時間歩かせて連れ回したことにより足に障害を 負ったとし、この件に関し被告らが虚偽を言い出した ことにより多大の苦痛と損害を受けたとして、損害賠 償を請求した事件である。	・児童
			判決言渡日 平成22年1月20日 判決要旨 1 原告らと被告らとの那覇簡易裁判所平成21年 (ハ)第1572号損害賠償等請求事件は、平成21年9 月16日訴えの取り下げ擬制により終了した。 2 原告らの平成21年10月6日付け書面による口頭弁 論期日指定の申立て以後の訴訟費用は原告らの負担 とする。	
	提起日 平成21年6月25日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1127号 損害賠償等請求事件 判決確定済	原告 ○○○○、△△ △△ 被告 沖縄県外11名	原告らは、①沖縄県(中央児童相談所)が、原告らの許可なく原告子の通う小学校及び中学校に架電したことは、違法行為である、②被告らの不注意で、原告子は足等に傷害を受け、仕方なく小学校を転校したにも関わらず、沖縄県は、原告母が学校関係者に対する不満から原告子を9回にわたり小学校を転校させて、原告子は登校の意欲があるのに原告母が登校をさせなかった、等の申立てを那覇家庭裁判所に申し立てたことで損害を受けたとして、損害賠償を請求した事件である。	・児童
			判決言渡日 平成22年3月15日 判決要旨 1 原告らの被告那覇市、同沖縄県、同□□□に対す る請求をいずれも棄却する。 2 原告ら被告国に対する本件訴えを却下する。 3 訴訟費用は原告らの負担とする。	
15	<u>提起日</u> 平成18年12月8日 那覇簡易裁判所 平成18年(ノ)第212号 債務不存在確認等調停事件	申立人 ○○○○○○○ 相手方 沖縄県	申立人は、県から指定を受けた指定居宅支援事業者であるが、県の実地指導により無資格者がサービス提供を行っていたことが発覚した。このため、援護の実施者である市町村から自主返還を求められたが、県から従業者の資格要件に関する制度改正の通知がなかっ	健福祉

	調停 提起日 平成20年8月22日 那覇簡易裁判所 平成20年(ノ)第200号 違約金存否確認等請求調停事 件	申立人 ○○○○○○○ ○外89名 被告 沖縄県	たため制度改正を知らずに行ったことであり、県にも落ち度があることから返還の義務はないことの確認を求めた。 2回の調停を経て、合意の見込みなく不成立となった(平成19年)。 沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。沖縄県は、同処分に基づき対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償金請求を行う旨決定したが、申立人らが、債務の存否確認、金額及び支払方法を確定したいとして民事調停を申し立てた。損害賠償金額の算定及び連帯債務条項の取扱い等に	土木企画課
17)	調停 提起日 平成21年7月16日 那覇簡易裁判所 平成21年(ノ)第205号 損害賠償債務不存在確認等請 求調停事件	原告 〇〇〇〇〇〇 外 9 名 被告 沖縄県	ついて、当事者双方及び調停委員会と協議中である。 沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、 不当な取引制限を行っていたとして平成18年に公正取 引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。沖縄県 は、同処分を受けた対象企業と特定共同企業体を構成 し工事を受注した企業に対して、契約書の違約金条項 と連帯債務条項により損害賠償金請求を行う旨決定し たが、申立人らが、債務の存否確認、金額及び支払方 法を確定したいとして民事調停を申し立てた。 損害賠償金額の算定及び連帯債務条項の取扱い等に ついて、当事者双方及び調停委員会と協議中である。	土木企画課
	原審 提起日 平成21年1月23日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成21年(ワ)第40号 所有権移転登記更正登記手続 請求事件 判決確定済	<u>原告</u> ○○○○ <u>被告</u> 沖縄県外1名	県道宜野湾北中城線の道路用地として、県が土地売買契約を土地登記の名義人である被告と締結した件について、当該土地は遺産分割協議に被告による詐欺や原告の錯誤があったため、原告に土地の持ち分3分の2の所有権があることを確認することを求めるものである。 判決言渡日 平成22年1月26日 判決要旨 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	
	<u>控訴審</u> 提起日 平成22年2月18日 福岡高等裁判所那覇支部 平成22年(ネ)第47号 所有権移転登記更正登記手続 控訴事件	控訴人 ○○○○ 被控訴人 沖縄県外1名	平成21年(ワ)第40号所有権移転登記更正登記手続請求事件の控訴審である。	道路街 路課
20	調停 提起日 平成21年2月19日	申立人	一般県道具志川沖縄線を4車線に拡幅する道路事業 用地を確保するために、申立人と相手方は物件移転補	

	那覇簡易裁判所 平成21年(ノ)第68号 中央分離帯設置停止請求調停 事件 取下げ	○ 相手方 沖縄県	償契約を締結したが、中央分離帯が設置されると、申立人が経営している生コンクリート製造販売事業で使用している大型コンクリートミキサー車の搬出入に大幅な迂回となり燃費損失を被るため、中央分離帯を設置してはならないと求めるものである。 平成21年3月13日に申立人が主張している不利益は、物件移転補償契約を締結したことから解決されたものと判断されるため、調停による解決には応じられない旨の上申書を那覇簡易裁判所に提出したところ、同年4月15日に申立人は事件を取り下げた。	
11 1	仮処分 提起日 平成21年4月14日 那覇地方裁判所 平成21年(ヨ)第48号 中央分離帯設置停止仮処分申 立事件	債権者 ○○○○○○○ 債務者 沖縄県	償契約を締結したが、中央分離帯を設置する工事は、 債権者の通行権及び営業の自由を妨害しているとし、 中央分離帯を設けないように保全の必要性を求めるも のである。	
			決定のあった日平成21年7月6日決定の要旨1 債権者の申立てを却下する。2 申立費用は債権者の負担とする。	
	仮処分 提起日 平成21年7月16日	_	平成21年(ヨ)第48号に対してなされた決定に、抗告 人が即時抗告を行った事件である。	道路街 路課
	福岡高等裁判所(那覇支部) 平成21年(ヲ)第41号 中央分離帯設置禁止仮処分申 立却下決定に対する即時抗告 事件	() 債務者 沖縄県	決定のあった日平成21年8月10日決定の要旨1本件抗告を棄却する。2抗告費用は抗告人の負担とする。	
23	提起日 <u>平成21年6月4日</u> 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第1622号 損害賠償請求事件 <mark>係争中</mark>	原告 ○○○○ 被告 沖縄県外1名	ホテル△△△△△△△△○のビーチに存在する県管理の排水口の上から海に飛び込み、脊髄損傷により重篤障害を負った原告が、被告らに連帯して2億8281万0607円のうち1億円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めて提訴した事件である。	
24	提起日 平成21年9月16日 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第1335号 通行権確認請求事件 <mark>係争中</mark>	原告 〇〇〇〇〇〇〇 〇 被告 沖縄県	一般県道具志川沖縄線を4車線に拡幅する道路事業 用地を確保するために、原告と被告は物件移転補償契 約を締結したが、中央分離帯を設置する工事は、原告 の通行権及び営業の自由を侵害しているとし、中央分 離帯に開口部を設置することを求めて原告が提訴した 事件である。	
25	提起日 平成22年3月18日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成22年(ハ)第603号 損害賠償請求事件	原告 ○○○○○ 被告 沖縄県外3名	嘉手納町が行った中部広域都市計画事業屋良土地区 画整理事業の換地処分(平成21年12月1日付け嘉都第5 84号で通知)を不服として、嘉手納町屋良地区の地権 者Aが行政不服審査法に基づき平成22年1月28日付け	画・モ ノレー

	係争中		で県に審査請求を提起した。 地権者Aに同行していた原告は、県の行政不服審査 に係る手続き及び審査事務担当者の対応等を不服とし て、4被告が連帯して損害賠償金を支払うこと等を求 めて提訴した事件である。	
26	提起日 平成20年3月21日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成20年(ワ)第173号 損害賠償請求事件 <mark>係争中</mark>	原告 ○○○○ 被告 沖縄県外3名	被告施工業者が設計、施工及び監理を行った建築物について、建築主である原告が構造安全性を満たさない致命的な瑕疵があることを理由に、当該施工業者及び工事監理者並びに当該建築物の確認審査・検査等を実施した指定確認検査機関及び当該指定確認検査機関に対し監督権限を有する沖縄県に対し、損害賠償を求めている事件である。	1
	提起日 平成22年1月4日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成22年(ワ)第2号 損害賠償等請求事件 <mark>係争中</mark>	原告 ○○○○○○○ 被告 沖縄県外3名	被告施工業者が設計、施工及び監理を行った建築物について、建築主である原告が構造安全性を満たさない致命的な瑕疵があることを理由に、当該施工業者及び工事監理者並びに当該建築物の確認審査・検査等を実施した指定確認検査機関及び当該指定確認検査機関に対し監督権限を有する沖縄県に対し、損害賠償を求めている事件である。	
	調停 提起日 平成21年1月19日 那覇簡易裁判所 平成21年(ノ)第17号 損害賠償請求調停事件	申立人 ○○○○、△△ △△ 相手方 沖縄県外9名	申立人子が沖縄県中央児童相談所に入所していた際、児童相談所が申立人母の許可なく、○小学校の担任、校長に連絡をした等のことにより損害を受けたとして、申立人らが損害賠償を請求した事件である。 調停不成立により調停終了した(平成21年)。 ※ 平成21年3月21日、同内容について訴状が提出され、平成21年(ハ)第1128号損害賠償請求事件として訴訟中である。	.,,,,,
	提起日 平成21年2月17日 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第244号 所有権移転登記手続請求事件 係争中	原告 沖縄県 被告 ○○○外12名	昭和3年ごろに県立宮古中学校設立期成会から寄附を受けた県立宮古高等学校敷地のうち、県への所有権移転登記がなされず個人名義のまま登記されている土地がある。 県は当該土地の名義人に対し、当該土地の名義移転を請求してきたが、ほとんどの名義人は名義移転に同意しておらず、話し合いでの解決は困難である。また、名義人の中には高齢な者もおり、相続が発生し、さらに名義人が増加することになれば問題が一層複雑になることが懸念される。 また、平成19年度から平成21年度までにかけて、宮古島市では、自転車歩行者道の整備のため道路拡張工事を行っており、同校敷地の一部が当該道路工事用地となっている。 当該工事用地のうち、本件の対象土地が個人名義の土地であり、宮古島市に所有権移転ができないため、工事が行えない状況にある。 以上のことから、当該土地の名義人に対して、真正	施設課

			な所有者である県への所有権移転登記手続きを求める 訴えを提起したもの。 現在係争中である。	
80	提起日 平成21年2月17日 那覇地方裁判所 平成21年(ワ)第245号 所有権移転登記手続請求事件	原告 沖縄県 被告 ○○○外12名	上記平成21年(ワ)第244号所有権移転登記請求事件 と同様の理由により県が被告らに訴えを提起したもの である。	
	が有権が発展されて表現の他	0007124	平成21年3月25日 被告1名と和解 和解内容 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地の共有持分36分の4につき、真正な登記名義の回復を原因とする共有持分の移転登記手続をする。 2 移転登記手続に要する一切の費用は原告の負担とする。 3 原告は、その余の請求を放棄する。 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は各自の負担とする。 平成21年5月22日 被告4名につき分離し判決 判決要旨 1 被告らは、原告に対し、別紙物件目録記載の土地の別紙共有持分一覧表記載の各被告らの各共有持分につき、それぞれ真正な登記名義の回復を原因とする共有持分の移転登記手続をせよ。 2 訴訟費用は被告らの負担とする。	
111	提起日平成21年2月17日那覇地方裁判所平成21年(ワ)第246号所有権移転登記手続請求事件係争中	原告 沖縄県 被告 ○○○○外3名	上記平成21年(ワ)第246号所有権移転登記請求事件 と同様の理由により県が被告らに訴えを提起したもの である。 現在係争中である。	
82	<u>提起日</u> 平成21年3月30日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1316号 損害賠償等請求事件 係争中	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県外3名	原告と隣人居住者とのトラブルで現場臨場した警察 官が、原告が隣人の不法行為を申告したにもかかわら ず、現場臨場警察官は事件扱いせず職権濫用したとし て精神的、肉体的、金銭的な苦痛を受けたと原告が主 張する事件である。	部警務部監察
33	原審 提起日 平成19年1月24日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第70号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 ○○○○外2名 被告 沖縄県	訴外□□□が平成18年2月9日午前零時20分ころ、パトカーの停止命令を無視し、豊見城警察署付近の国道331号において、自家用車を対向車線に進入させ物損事故を起こし、更に対向車線を逆走しながら逃走した結果、対向車線上において、死亡事故(正面衝突)が発生した。 本件事故は、警察車両が注意義務を怠り、漫然と加害車両を追尾した過失により、加害車両を暴走させたことにより発生したものとして、原告らが損害賠償を請求した事件である。	部監察

			判決言渡日 平成19年12月25日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告負担とする。	
34	控訴審 提起日 平成19年12月27日 福岡高等裁判所那覇支部 平成20年(ネ)第9号 損害賠償請求控訴事件	控訴人 ○○○○外 2名 被控訴人 沖縄県	平成19年(ワ)第70号の控訴審である。 判決言渡日 平成21年3月5日 判決要旨 1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人等の負担とする。	警察本 部警務 部監察 課
\$5i	上告審 提起日 平成21年3月17日 平成21年(才)第887号 平成21年(受)第1031号 損害賠償請求上告事件	上告人 ○○○○外2名 被上告人 沖縄県	平成20年(ネ)第9号についての上告事件である。 現在審理中である。	警察本 部警務 部監察 課
36	原審 提起日 平成19年5月30日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第780号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	原告を沖縄県青少年保護育成条例違反で逮捕し、マスコミ発表により実名報道したことで「逮捕は違法で、名誉を毀損された」として、沖縄県に対し、総額4635万2118円の支払いを求めて提訴した事件である。 判決言渡日 平成21年3月3日 判決要旨 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	部警務
87,	控訴審 提起日 平成21年3月9日 那覇地方裁判所 平成21年(ネ)第33号 損害賠償請求控訴事件 判決言渡済	原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県	平成19年(ワ)第780号損害賠償請求事件の控訴審である。 判決言渡日 平成21年11月26日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	警察本部警務部 監察課
881	上告審 提起日 平成21年12月7日 最高裁判所第二小法廷 平成21年(ネ)第33号 平成22年(受)第475号 損害賠償請求上告事件 判決確定済	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県	平成21年(ネ)第33号損害賠償請求控訴事件についての上告提起・上告受理申立事件である。 判決言渡日(上告提起)平成22年2月15日 判決要旨 1 本件上告を却下する。 2 上告費用は上告人の負担とする。 判決言渡日(上告受理申立て)平成22年6月4日 判決要旨 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。	警察本部警察部監察課
39	提起日 平成20年12月9日	原告	本事件は、平成17年12月10日に那覇署が原告を窃盗	警察本

那覇地方裁判所 平成20年(ワ)第1839号 慰謝料請求事件 ○○○○ 被告

沖縄県

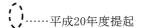
容疑者として逮捕した事案について、「窃盗の事実が 部監察 ないのに逮捕した。」「取調べで警察官から侮辱され 課 た。」などとして沖縄県に対し10万円の支払いを求め たものである。

ボザ

※ 参考資料

民事事件のうち、平成20年度に訴訟等の係属があり、平成21年中に総務私学課に引継ぎがなされたものについては(2)の表に含まれないため、参考として以下に記載する(当該事件が控訴審、上告審等の場合は原審、控訴審等も記載する)。

・事件の状況については平成21年3月31日時点の状況を記載。



	事件名	当事者	事件の概要	所管課
	原審 提起日 平成17年10月27日 那覇地方裁判所 平成17年(ワ)第1082号 損害賠償請求事件 判決言渡済		原告の任命権者である沖縄県知事が正当な人事権の 行使の範囲を超え、又は人事権の濫用により、違法か つ不当な配置換えの職務命令を発し、及び名誉等を毀 損したことにより、原告に損害を発生させたこと等を 理由として、原告の使用者である被告沖縄県に損害の 賠償を請求した事件である。	人事課
			判決言渡日 平成20年2月6日 判決要旨 被告県の一連の配転措置に裁量の逸脱はなく、人事権の濫用は認められないとして、原告の沖縄県に対する請求は棄却された。	
	<u>控訴審</u> 提起日 平成20年2月18日 福岡高等裁判所那覇支部 平成20年(ネ)第33号 損害賠償請求控訴事件 <mark>判決言渡済</mark>	控訴人 〇〇〇〇 被控訴人 沖縄県	控訴人の任命権者である沖縄県知事が正当な人事権の行使の範囲を超え、又は人事権の濫用により、違法かつ不当な配置換えの職務命令を発し、及び名誉等を 毀損したことにより控訴人に損害を発生させたこと等 を理由として、原判決の取消しと、被控訴人に損害の 賠償を請求した事件である。	人事課
			判決言渡日 平成21年1月22日 判決要旨 被告県の一連の配転措置に裁量の逸脱はなく、人事 権の濫用は認められないとして、控訴人の被控訴人沖 縄県に対する請求は棄却された。	
13	<u>上告審</u> 提起日 <u>平成21年2月3日</u> 最高裁判所第3小法廷 平成21年(才)第616号 損害賠償請求上告事件 <mark>係争中</mark>	上告人 ○○○○ 被上告人 沖縄県	平成20年(ネ)第33号損害賠償請求控訴事件の上告 審である。	人事課

補助参加日平成21年 2 月10旦那覇地方裁判所名護支部平成20年(ワ)第33号請負代金請求事件係争中		告知人(被告)から、原告に対し、国道449号道路改良工事(名護BP・H18-3工区)において、法面崩壊事故等により土砂撤去作業等2回にわたってなされた契約変更に係る未払い分を支払え、との請求がなされている事件である。	
原審 提起日 平成19年9月19日 那覇地方裁判所 平成19年(ワ)第1505号 補助金請求事件 判決言渡済	○○○○、破産管	本事件は、県が都市モノレール導入に伴い、バス事業の運営に著しい減益が生じた場合の措置として、平成19年3月14日に交付決定した平成18年度バス事業影響措置費補助金9583万2000円と平成8年3月28日にモノレール導入事前対策資金として〇〇〇〇に貸付した貸付金2億4732万1000円の償還未済額5181万7500円を対等額で相殺したことについて、〇〇〇〇の破産管財人弁護士から、平成18年9月6日の破産手続開始を理由に同相殺が破産法第71条第1項第1号に該当するため、無効であると主張し、県と那覇市を相手に補助金約1億円の支払い(県・市各5181万7500円)を訴えているものである。 判決言渡日 平成20年5月22日判決要旨 被告らが、原告に対する本件貸付金変換請求権を自働債権、原告が被告らに対して有する平成18年度補助金請求権を受働債権として葬祭することは、破産法71条第1項第1号に該当に抵触しない。よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却する。	画・モ ノレー
<u>控訴審</u> 提起日 <u>平成20年6月3日</u> 福岡高等裁判所那覇支部 平成20年(ネ)第89号 補助金請求控訴事件 <mark>判決言渡済</mark>		那覇地方裁判所平成19年(ワ)第1505号補助金請求事件について、同裁判所が平成20年5月22日に言渡した判決は、全部不服であるとして、控訴人が控訴を提起した事件である。 判決言渡日 平成20年11月20日 判決要旨 当裁判所も、被控訴人らが、控訴人に対する本件貸金返還請求権を自働債権とし、控訴人が被控訴人に対して有する平成18年度補助金請求権を受働債権として相殺することは、破産法第71条第1項に抵触しないものと判断する。よって、控訴人の被控訴人らに対する各請求はいずれも理由がなく、これらを棄却した原判決は相当であるから、本件控訴を棄却する。	画・モ
<u>上告審</u> 提起日 平成20年12月2日 最高裁判所第三小法廷 平成21年(オ)第208号・平	○○○○、破産管	本事件は上告人が、福岡高等裁判所那覇支部平成20 年(ネ)第89号補助金請求控訴事件について、平成20年 11月20日言渡された判決は、全部不服であるから、上 告を提起するとともに、本件を上告審として受理する	画・モ ノレー

	成21年(受)第238号 補助金請求上告兼上告受理申 立事件 訴訟準備中	被上告人 沖縄県外1名 (那覇市)	ことを申し立てたものである。 現在審理中である。	
17	提起日 平成21年2月14日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第598号 損害賠償請求事件 取下げ	原告 ○○○○ 被告 沖縄県外3名	原告と一般人の間に駐車場の問題に絡むトラブルが 端を発し、一般人が車両を運転した際、原告は足をぶ つけられたと那覇署に申告した事案であるが、那覇警 察署の交通捜査課長が同申告を虚偽申告とし、職務を 遂行しておらず、原告は人権侵害を受けたとして慰謝 料1円を求め少額訴訟を提起したもの。 公判において休止扱いとなり、1ヶ月間の期日再指 定がなされなかったことから、民事訴訟法第263条の 規定により請求の取下げとなった。	部監察
1.	提起日 平成21年3月23日 那覇簡易裁判所 平成21年(ハ)第1148号 損害賠償等請求事件 <mark>係争中</mark>	△△ 被告	原告らは、平成17年12月30日に□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	部監察課
17	提起日 平成20年8月12日 那覇地方裁判所 平成20年(ワ)第1143号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県外3名	暴力団組長である原告が、警察に逮捕され勾留中のところ、原告の組に所属する組員が組を脱会するため、県警の支援を受けた。支援中の捜査員は、原告の妻に対し、「お前は何を考えているのか」「殺されたいか」等と語気を強め、暴言を吐いたことにより、原告は、著しい精神的な苦痛を受けたとして損害賠償請求訴訟を提起したものである。 判決言渡日 平成21年3月12日 判決要旨	部監察
			1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。	
11 '	提起日 平成21年3月18日 那覇地方裁判所 平成21年(ハ)第1078号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○、△△ △△ 被告 沖縄県外1名	原告子が長崎県内の中学校在学中に同校教頭から暴行を受けたとして、長崎県警に告訴していた事案で、被告沖縄県(沖縄県警・中央児童相談所)が捜査で来沖していた長崎県稲佐警察署の警察官に対し、同意なく原告らの個人情報を提供したことで原告らが精神的な苦痛を受けたとして損害賠償を請求した事件である。	部監察課

○訴訟等事務処理要領(昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁)

- **[沿革]** 昭和59年12月21日依命通達。平成元年 5 月 1 日一部改正、平成 9 年 3 月17日一部改正、平成14年 7 月 1 日一部改正、平成19年 7 月 3 日一部改正
- 第1 訴訟、和解(訴えの提起前の和解を含む。)、調停、督促手続、不服申立等(以下「訴訟等」という。)に関する事務は、当該訴訟等に係る事務事業を主管する事務部局(以下「主管部局」という。)において処理するものとし、その総括事務は総務部(総務私学課)において行うものとする。
- 第2 県が、紛争を解決するため、訴えを提起しようとするときは、主管部局の長は、あらかじめ、紛争の相手方、請求の内容、紛争の原因、その事実関係及びその経緯並びに当該紛争に対する訴訟方針を記載した書類に関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第3 県を被告とする訴状の送付を受けたときは、主管部局の長は、直ちに、その訴状の請求原 因に記載されている事実関係及びその訴えが提起されるに至った経緯を調査の上、当該訴訟に 対する訴訟方針を記載した書類に当該訴状及び調査資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第4 主管部局の長又は統括監(主管部局で当該訴訟に係る事務事業を統括する統括監をいう。 以下同じ。)は、訴訟事件の処理に当たっては、関係職員のうちから指定代理人を選任するも のとする。また、指定代理人のほか、訴訟代理人の選任を必要とする場合は、主管部局の統括 監は、総務部総務統括監に訴訟代理人の選任を依頼すること。
- 第5 主管部局の統括監は、総務部総務統括監から訴訟代理人の選任通知を受けたときは、速や かに訴訟代理人に対し訴状の内容、その訴えが提起されるに至った経緯、訴訟方針等を的確に 説明すること。
- 第6 主管部局の担当課長(当該訴訟に係る事務事業を所掌する課の長をいう。以下同じ。) は、県の訴訟代理人と打合せ及び現地調査を行ったときは、その都度、事件打合会・現地調査 結果報告書(第1号様式)を作成するものとする。
- 第7 口頭弁論又は準備手続が行われたときは、主管部局の担当課長は、その期日ごとに事件経 過報告書(第2号様式)を作成するものとする。
- 第8 訴訟において、裁判所から和解の勧告があり、和解に応じようとするときは、主管部局の 長は、和解期日調書を作成させ議会の議決を経て和解すること。

- 第9 主管部局の担当課長は、和解調書が作成されたときは、直ちに、その正本の写しを総務私 学課長に送付するものとする。
- **第10** 主管部局の担当課長は、判決の言渡しがあったときは、直ちに、その正本の写しを総務私 学課長に送付するものとする。
- 第11 主管部局の長は、県が敗訴したときは、上訴するか否か、その理由、判例・学説の動向、 訴訟代理人の意見等について記載した書類に当該判決書及び関係資料を添えて、総務部長に合 議すること。
- 第12 県が上訴した場合又は相手方が上訴した場合の手続については、前各号に準じ処理すること。
- 第13 総務部長は、係争中の訴訟事件について、必要があると認めるときは、主管部局の長に対し、当該事件に関し報告を求め、又は準備書面その他必要な書類の提出を求めることができる。
- **第14** 訴えの提起前の和解、調停、督促手続及び不服申立に関する事務手続についても、前各号の例により処理すること。
- 第15 前各号により、総務部長に合議する場合は、総務私学課長を経由すること。
- 第16 主管部局の長は、訴訟等に関する事務が完結したときは、一件書類を総務私学課長に引継 ぐこと。
- 第17 この要領の規定は、次に掲げる訴訟等に関する事務については適用しない。
 - (1) 県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等
 - (2) 県の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による県を被告とする訴訟((3)において「県を被告とする訴訟」という。)に係る訴えの提起
 - (3) 県の行政庁の処分又は裁決に係る県を被告とする訴訟に係る和解
 - (4) 県が処分庁又は審査庁として決定又は裁決する事件に係る不服申立
 - (5) 地方公営企業法 (昭和28年法律第292号) 第8条第1項の規定により、地方公営企業の管理者が代表する訴訟等
 - (本文)訴訟等事務処理要領が別紙のとおり定められたので、命により通知します。

(前文) 平成元年4月1日から適用する。

||竹|| ||貝|| (平成9年3月17日付け総文第962号決裁通知)

(本文) 訴訟等事務処理要領の一部を別添のとおり改正したので通知します。

附 則 (平成14年7月1日付け決裁)

訴訟等事務処理要領の一部を次のように改正する。

附 則 (平成19年7月3日付け決裁)

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

事件(打合会・現地調査)報告

							主管部課 名				担音者名	当名			
事	裁判	」所		(簡	·地·	高)	裁判所			支部					
事件の表示	事件	番号													
示	事件	- 名													
	相手	方													
	日	時	平成	年	月	日	午	(前	• 後)	時	分	~	•	诗	分
	場	所													
	出席	者													
	次回期	日	平成	年	月	日	午(前•	後)	時	分				
				7	概				要						
	次回の予	定													
	添 付 書	類	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.												

事件経過報告

							主管部課 名			担当者 氏 名		
事	妻	裁判 所		(簡	• 地	• 高)	裁判所		支部			
件のま	1	事件番号										
表示	1	事件名										
	木	目手 方										
今	今 手続の別 準備、弁論、証拠調、和解					犁、調停、	言渡					
回	其	期 日	平成	年	月	日						
期	糸	洁 果	変更、	延期、約	売行、	休止、	終結					
日	表	裁判官										
	出	指 定 代理人									外	名
	頭	訴 訟代理人									外	名
	者	相手方	本人・	代表者	• 代理	!人					計	名
Ş	欠回	期日	平成	年	月	日	午()	前・後)	時	分		
				経		過	1	更	旨			
	·~ 🗀	クマウ										
	次凹	の予定										